

別記様式（第3条関係）

新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書

年　月　日

江田島市教育委員会 御中

学校長確認	
-------	--

次の就学予定者について、就学援助に係る「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を申請します。

就学予定校 _____ (小・中)学校 (該当に○印を付けること。)

フリガナ
就学予定者氏名 _____

フリガナ
保護者氏名 _____

保護者住所 江田島市 _____

保護者連絡先 TEL _____ (日中に連絡のつく電話番号を記入すること。)

なお、入学前支給を受けた後に次のいずれかに該当することとなった場合は、既に入学前支給を受けた「新入学児童生徒学用品費」を返還します。

- 1 就学予定者の保護者が就学予定の年の3月末日以前に江田島市に住所を有しなくなった場合
- 2 就学予定者の保護者が就学予定の年の3月末日以前に受給資格の認定基準を満たさなくなった場合

【提出前確認事項】□にチェックをして、提出書類等の確認を必ず行って下さい。

- ① 本年4月1日までに江田島市外へ転居（住民票を異動）する予定はありますか？

□いいえ → 他市区町村からご転入された方は②の質問へ
それ以外の方は提出書類を確認の上、ご提出ください。
□はい → 江田島市で「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を受けることはできません。転居予定先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

- ② 転入前の市区町村で新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けましたか？

□いいえ → 提出書類を確認の上、ご提出ください。
□はい → 江田島市で「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることはできません。
認定された場合、新入学児童生徒学用品費を除く就学援助費が4月以降に支給されます。